

条例と私たち

資料編

(1) 条例の変遷

改正時期	改正点	主な内容
改正 平成元年3月31日 施行 平成元年7月1日	「消費者」の定義 (第2条第1項)	・「生活物資等を消費して生活する者」を「生活物資等を使用し、又は利用して生活する者」に改正
	「生活物資等」の定義 (第2条第4項)	・物資、サービスに加え、その他のものとして、会員権等ははっきり分類できないものを追加
	「品質等の表示」への加筆 (第11条第1項)	・指定できる表示事項等に、「サービス内容の具体的事項」を追加
	「生活物資等の安全性に関する調査」条項の加筆 (第8条第1項)	・安全性についての情報が十分に知らされていない実態があるため、必要と認める生活物資等について、その安全性について必要な調査を行うことを追加
改正 平成6年10月6日 施行 平成7年1月1日	「東京都消費生活条例」に改正	・「東京都生活物資等の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例」に、「東京都消費者被害救済委員会条例」「東京都消費者訴訟資金貸付条例」「東京都消費生活対策審議会条例」を統合
	「前文」の新設	・都民の消費生活の安定と向上を図ることを目的として制定する、本条例の基本的な趣旨を明らかにしたもの ・各条項の解釈や運用上の指針として機能するもの
	「目的」の消費者の権利への加筆及び新設 (第1条)	・不適正な取引行為を行わせない権利を第3項に加筆 ・消費者教育を受ける権利を第6項に新設
	「定義」の明確化 (第2条)	・「商品」を消費者が消費生活を営む上において使用する物とした ・「サービス」を消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものとした
	消費生活に関する諸施策の加筆 (第3条第3項から第4項) (第4条) (第43条)	・都の責務として、都民の意見を反映できる必要な措置を講ずること、また、自主的に推進する組織及び調査、研究、学習等の活動への援助及び協力することを追加 ・都が特別区及び市町村への情報提供、調査の実施、技術的支援をすることを追加 ・基本計画を策定し、総合的な調整と推進のために必要な措置をとることを追加
	「危害防止表示事項等」及び「サービス表示事項等」の指定について追加 (第14条、第16条)	・「危害防止表示事項等」、「商品表示事項等」及び「サービス表示事項等」を指定することができることを追加
改正 平成6年10月6日 施行 平成7年1月1日	表示、包装又は計量の実態等の調査実施等を新設 (第15条)	・表示、包装又は計量の実態等の調査を実施し、経過及び結果の公表を新設
	クレジット業者等対象の不正取引を追加 (第25条第1項第7号)	・不適正な取引の禁止行為として、クレジット業者等対象の不正取引を追加
	消費者被害救済制度の充実化 (第28条) (第29条)	・消費者への助言その他の措置を講ずることを追加 ・消費者被害救済委員会の定数を増加 ・臨時委員を置くことができると追加 ・小委員会を置くことができると追加

改正時期	改正点	主な内容
改正 平成14年3月29日 施行 平成14年7月1日	「前文」への加筆	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題が構造的に発生していることについて加筆 ・東京の消費者問題におけるグローバル化等による変容について加筆 ・消費者・事業者・行政におけるパートナーシップの必要性について加筆 ・「消費者の役割」を明示するため加筆
	不適正な取引行為の禁止規定の追加・改正 (第25条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・「不確実な事項について断定的判断を提供して」を加筆(第1号) ・「電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を送信することにより消費者に迷惑を覚えさせ」を加筆(第2号) ・「継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること」を加筆(第5号)
	消費生活相談の充実・強化 (第28条)	<ul style="list-style-type: none"> ・「被害の救済のための助言、調査等」について、「仲介によるあつせん」を加筆
	消費者被害救済委員会の役割の明確化と充実・強化 (第29条・第30条)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害救済委員会の委員定数変更(学識経験者2人増加) ・「同一又は同種の原因による被害の防止及び救済を図るものとする」と加筆
	審議会への諮問が必須となっている規定の見直し (第45条)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の再立証、危険な商品又はサービスの排除、不適正事業行為の是正勧告は、審議会への諮問を必須とする事項から削除 ・危害防止のための表示事項、商品の品質等の表示事項、品質等の保証表示事項、単価及び販売価格の表示事項の指定について、具体的表示事項や方法等は審議会への諮問を必須とする事項から削除
	勧告・公表する等の諸規定を改正	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告の前の行政手続きを「意見の聴取」から「意見陳述の機会の付与」に改正
改正 平成18年12月22日 施行 平成19年7月1日	不適正な取引行為の新類型を追加 (第25条第1項第1号、第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な取引行為の類型に新たに「消費者の自主性を害する不当勧誘行為」と「消費者に対する情報提供義務違反」の2類型を加え、行政指導の対象を拡大
	「重大不適正取引行為」の定義の新設 (第25条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の不適正な取引行為のうち、消費者の利益を著しく害するおそれのある行為を重大不適正取引行為と規定
	「禁止命令」の導入に関する規定の新設 (第51条、別表)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問販売及び電話勧誘販売による土地の広告に係る取引等、条例別表で定める取引について、勧告、公表をしたにもかかわらず重大不適正取引行為をした場合、又は重大不適正取引行為をした場合において消費者の利益が著しく害されるおそれがあり、緊急の必要があると認めるとき、その事業者に対し、1年以内の期間を限り、契約の締結の勧誘又は契約を締結することを禁止することを命ずることができる規定を新設 ・またその際、不実告知の有無を判断するために、一定の事項につき事業者に合理的根拠となる資料の提出を要求し、提出がない場合に、不実告知があったものとみなす規定を新設
	「罰則」の新設 (第54条、第55条)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分等の実効性を確保するため、罰則(過料)を新設禁止命令違反 5万円以下 禁止命令に関する立入調査等の拒否 3万円以下

改正時期	改正点	主な内容
改正 平成24年3月30日 施行 平成24年4月1日	消費者被害救済委員会の機能強化 (第29条)	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村及び一定の要件を満たす消費者団体が受け付けた相談案件も委員会審議の対象とする規定を追加 ・委員会の委員定数変更（学識経験者4人増加）
改正 平成26年10月10日 施行 平成26年11月25日	薬事法の改正に伴う規定の整備 (第52条)	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬事法」の一部改正により、法律名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正されることに伴い、規定を整備
改正 平成27年3月31日 施行 平成27年4月1日	消費者教育の目的、基本的事項、各団体等の役割についての明記 (第41条、第41条の2から第41条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の目的について「公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する」を追記 ・幼児期から高齢期に至るまで各段階に応じて体系的に実施する等消費者教育の基本的事項について規定 ・消費者教育の推進に当たっての消費者団体、事業者・事業者団体、消費者の役割等について規定
改正 平成27年3月31日 施行 平成27年7月1日	消費者が売り主となる取引における事業者の不適正な取引行為への対応 (第25条)	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品の取引等、事業者が消費者との間で行う取引で消費者が売り主となる場合においても、事業者の不適正な取引行為に対して規制を行うこと等を明確化
	不適正な取引行為に係る立入調査における公表要件の整理 (第46条の2、第50条)	<ul style="list-style-type: none"> ・都民への迅速かつ適切な情報提供という所期の目的を果たすため、書面による1回目の要求を拒否した場合に公表を行う旨を規定
	不適正な取引行為に係る立入調査における関係者の整理 (第46条の2、第50条、第55条)	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な取引行為を行う事業者だけでなく、当該取引に深く関係する密接関係者に対しても、都の立入調査を可能とする規定を新設
	禁止命令についての整理 (第51条、別表)	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル・タレントの芸能事務所契約、就活講座・自己啓発セミナー等、外国留学等のあっせん、非宅地の取引について、禁止命令の対象となる取引を新たに追加 ・訪問販売及び電話勧誘販売による土地の広告に係る取引等特定商取引法の対象となった取引を削除

(2) 消費生活条例の運用状況

① 知事に対する申出 (第8条)

表1 条例第8条に基づく申出内容

番号	年月	申出内容
1	昭和51年 5月	赤色2号の安全性、必要性について
2	昭和51年12月	放射線照射ばれいしよの表示について
3	昭和52年 5月	サッカリン、OPP、照射じゃがいも、プラスチック食器について
4	昭和52年 8月	プラスチック食器の安全性について
5	昭和52年 8月	ポリプロピレン製食器の安全性について
6	昭和52年11月	サッカリン、OPP、照射じゃがいも、プラスチック食器について
7	昭和52年11月	OPP使用かんぎつ類のバラ売り表示について
8	昭和53年 3月	赤色3号他10物資の遺伝毒性について
9	昭和53年 6月	放射線照射じゃがいもの都内での販売中止、バラ売り店頭表示の徹底について
10	昭和53年 9月	かんぎつ類の防かび剤等の毒性の調査、表示の徹底について
11	昭和53年10月	計り売り食品の表示の徹底について
12	昭和54年 1月	サッカリンの禁止について
13	昭和54年 8月	野菜、果物の包装基準の設定について
14	昭和55年 1月	合成洗剤の使用中止と石けん使用の推進について
15	昭和55年 2月	食パンの原材料名表示の義務づけについて
16	昭和55年11月	たばこの製造、販売の中止勧告について
17	昭和55年11月	食パン、レモン、漬物、生めん等の表示基準の追加について
18	昭和56年11月	かんぎつ類の防かび剤の使用禁止について
19	昭和57年 4月	フッ化ナトリウムの使用中止について
20	昭和58年 5月	あられ他15品目の食品の品質表示事項の指定について
21	昭和58年 6月	ゴムビニール手袋他18品目の品質表示事項及びベビーカー他2品目の保証表示事項の指定について
22	昭和59年 4月	食品添加物BHAについて
23	昭和61年 2月	かんぎつ類の防かび剤について
24	昭和61年 7月	自動販売機で販売される商品の表示及び食品の表示事項について
25	昭和63年 1月	かんぎつ類の防かび剤の表示について
26	昭和63年 5月	カット野菜、カットフルーツの衛生基準の設定及び表示義務事項の指定について
27	昭和63年 7月	学校給食用小麦粉の残留農薬、放射能の検査について
28	平成元年 4月	牛乳のリステリア菌検査及び改善について
29	平成元年12月	灯油の適正価格での安定供給の確保について
30	平成 2年 1月	生鮮野菜等における残留農薬、添加物の検査について
31	平成 2年 3月	輸入バナナの残留農薬の検査について
32	平成 2年 4月	赤色3号の安全性に関する調査について
33	平成 3年 6月	ペット用薬剤の安全性の調査及び情報提供について
34	平成 3年12月	きのこの重金属と農薬の残留調査について

35	平成 4年 1月	輸入畜水産物に残留する抗生物質等の安全性について
36	平成 4年2月	輸入かんぎつ類の残留農薬2,4-D、イマザリルの取締り請求について
37	平成 4年 7月	放射性物質を含む一般消費財に関する表示の義務づけについて
38	平成 4年 9月	紹介販売における不適正取引行為の防止について
39	平成 5年 2月	消費生活製品等の安全確保に関する内外の情報調査について
40	平成 5年 4月	除草剤CNP、CNPアミノ体、CNPダイオキシン異性体の毒性検査及び残留量検査について
41	平成 5年 6月	外国語教育サービスに対する表示の義務づけについて
42	平成 5年12月	ポストハーベスト農薬等の残留実態調査及び国際機関等による毒性評価の調査等について
43	平成 6年 3月	英会話学校等の倒産による消費者被害の発生の未然防止について
44	平成 6年 5月	米の高騰と品不足に対応し、特別調査商品としての指定について
45	平成 6年 5月	米の高騰と品不足に対応し、特別調査商品としての指定について
46	平成 6年 6月	量に使用される殺虫剤の安全性調査について
47	平成 6年10月	ヘアードライヤーの「吊り輪」の位置に関する調査と調査結果の情報提供について
48	平成 6年10月	トレーを使った「包装食品」の表示とセルフサービス店における販売方法は是正措置について
49	平成 7年 1月	台所用、浴室用合成樹脂製品に使用されている抗菌、防かび剤の使用実態及び安全性についての情報提供
50	平成 7年 5月	生命保険販売勧誘における営業社員の誤解を招く説明について
51	平成 7年 5月	東京都住宅供給公社の分譲住宅における販売行為の不当性について
52	平成 8年10月	ねりからし・わさびの安全性と表示について
53	平成 8年11月	新聞勧誘における不適正取引行為の防止について
54	平成 9年 2月	遺伝子組換え作物とその加工品への表示の義務づけについて
55	平成 9年 2月	遺伝子組換え食品に対する諸外国の規制等に関する調査及び情報提供について
56	平成 9年 3月	遺伝子組換え作物とその加工品への表示の義務づけ及び情報提供について
57	平成 9年 5月	遺伝子組換え作物の残留農薬検査について
58	平成10年 5月	家庭用プラスチック製品の品質表示について
59	平成10年 5月	ポリカーポネート、ポリスチレン、ポリ塩化ビニルの溶出検査の実施及びその結果の都民への周知、製造・流通事業者への指導について
60	平成10年 8月	水道水及びスチレン容器に関する内分泌かく乱化学物質の調査と情報提供について
61	平成10年11月	食肉類の単位価格の調査及び事業者への是正措置について
62	平成11年 1月	柔軟仕上げ剤の安全性調査と表示の徹底について
63	平成11年 7月	プラスチックトレーの価格調査について

64	平成12年10月	乳・乳製品の安全性検査、HACCP 承認施設の監視指導に関する情報提供について
65	平成13年 7月	パラジクロロベンゼン及びオルトジクロロベンゼンを含有する市販製品に関するダイオキシン類の調査について
66	平成13年 7月	①パラジクロロベンゼンを含有する市販製品に関するダイオキシン類の調査について ②クレオソート油に関する PAH 調査について
67	平成15年10月	DDVP を含有する殺虫剤について
68	平成17年11月	市場に流通する米国産トウモロコシ原料とそれを原料とする製品への遺伝子組み換えトウモロコシ B t1 0 混入検査の実施及び検出された場合の適切な処置
69	平成19年 5月	新築マンションの販売にあたり不利益事実を告知せずに販売したことについて
70	平成19年 8月	リフォーム工事(6年前)における契約違反について
71	平成19年 9月	①輸入生しいたけの輸送方法及び鮮度保持のための薬剤使用調査について ②輸入小麦の栽培・輸送過程の状況確認とポストハーベストの状況調査、残留農薬の検査の実施と結果の公表について
72	平成20年 9月	携帯電話会社の売買契約上の問題について
73	平成20年10月	敷金礼金の支払いを必要としない賃貸物件を扱う事業者について
74	平成21年 1月	生命保険会社の勧誘の問題について
75	平成21年 9月	詐欺と思われる投資話などの執拗な勧誘について
76	平成21年10月	インターネットを利用する手配旅行について
77	平成21年11月	ネオニコチノイド系農薬の残留実態調査について
78	平成21年12月	大人のためのピアノ教室について
79	平成22年 1月	海外先物オプション取引の勧誘について
80	平成22年 8月	消費者センターにおける不適切な相談対応について
81	平成22年10月	インターネットを利用する手配旅行について
82	平成22年11月	ホテルを投資対象としたファンドの運用破綻に伴う問題について
83	平成22年12月	粗悪で高価な果物の訪問販売について
84	平成23年 1月	マンションの設計、施工、販売における問題について
85	平成23年 2月	ペニーオークションサイトによる被害について
86	平成23年 2月	家賃の取立てに伴う違法行為について
87	平成23年12月	住宅耐震改修工事の契約違反等について
88	平成24年 2月	女性専用車両の表示について
89	令和元年10月	魚介類商品のマイクロプラスチック含有の有無及び安全性に係る調査について
90	令和 3年 1月	食用塩のマイクロプラスチック含有の有無及び安全性に係る調査について

② 危害の防止（第 10 条第 2 項）

S53.12.7 調査物資として「食用赤色 2 号」を認定

③ 表示の適正化

●品質等の表示（第 16 条）

表 2 東京都が指定した商品と表示事項（第 16 条第 1 項）

	商 品	表 示 事 項	施行年月日
食 品	調理冷凍食品（ただし、原材料配合割合については、食品表示法に基づく食品表示基準別表第 3 により定められている調理冷凍食品を除き、原料原産地名については、食品表示法に基づく食品表示基準別表第 15 により原料原産地名表示義務が課せられている品目を除く。）	原材料配合割合、原料原産地名	昭和 52.7.19
	調理冷凍食品（ただし、原材料配合割合については、食品表示法に基づく食品表示基準別表第 3 により定められている調理冷凍食品を除き、原料原産地名については、食品表示法に基づく食品表示基準別表第 15 により原料原産地名表示義務が課せられている品目を除く。）	でん粉含有率、原材料配合割合	昭和 55.4.10
	はちみつ類	品名、原材料の割合又は重量	昭和 58.10.1
	カット野菜及びカットフルーツ（包装されたものに限る。）	加工年月日	平成 4.10.1
家 庭 用 品	ラップ	品名、原材料名、添加物名、寸法、耐熱・耐冷温度、使用上の注意、事業者の氏名又は名称及び住所	昭和 52.4.19
	注文衣料	繊維の組成、取扱方法（取扱い絵表示）、事業者の氏名又は名称	
	ガス瞬間湯沸器	使用上の注意、事業者の氏名又は名称及び住所	
	歯みがき	配合目的名、配合成分名	昭和 54.5.1
	注文カーテン	取扱方法（取扱い絵表示）、事業者の氏名又は名称	昭和 56.11.1
	防虫剤	使用目的、原材料名、用途、使用方法、使用上の注意、保存方法、標準使用量、内容量、事業者の氏名又は名称・住所及び電話番号	
	使いすてカイロ	品名、原材料名、最高温度、平均温度、持続時間、大きさ及び個数、有効期限、使用方法、使用上の注意、保存方法、不良品の取替え、裏面注意の記載、事業者の氏名又は名称・住所及び電話番号	
	冷蔵庫用脱臭・消臭剤	成分、有効期間、使用上の注意、事業者の氏名又は名称・住所及び電話番号	
	家庭用ゴム・ビニール手袋	材料名、寸法、使用上の注意、事業者の氏名又は名称・住所及び電話番号	平成元 12.1

※施行年月日については、指定品目となった当初の施行日を記載している。

表 2 東京都が指定した商品と表示事項 (第 16 条第 1 項)

表 3 東京都が指定したサービスの表示 (第 16 条第 2 項)

	有科老人ホーム及びその類似施設 (平成 7 年 1 月 1 日施行)	外国語教育サービス (平成 9 年 4 月 1 日施行)	福祉用具レンタルサービス (平成 12 年 3 月 1 日施行)
適用範囲	主として高齢者に住居を提供し（専用居室等の分譲の場合を含む。）、かつ、入居者に家事、介護等のサービスを継続的に提供することを目的とする施設又は共同住宅。ただし、老人福祉施設、医療提供施設及び短期滞在者のみを対象とする施設を除く。	外国語教育を教室等の施設において継続的に提供していること。ただし、学校教育法その他の法令に基づき設置されている学校等の正規の課程における外国語教育、学校教育の補習のための講座、高等学校・大学等の入学試験及び大学入学資格検定のための受験対策の講座並びに生徒総数が 30 人未満のものを除く。	次に掲げる福祉用具レンタルサービス（福祉用具レンタルサービスとは、利用料金の支払いを受けて福祉用具を貸与する取引をいう。ただし、事業者間取引を除く。） 一 ギャッチ機構又はハイ・ロー機構のあるベッド 二 車いす 三 リフト（ただし、吊り上げ式天井走行リフト及び住宅用設置型リフトを除く。） 四 自走式階段昇降機 五 歩行者・歩行車
表示すべき事項	(1) 事業主体に関すること ア 事業主体の名称、所在地及び代表者の氏名 イ 事業主体が行っている主な事業等 (2) 施設等に関すること ア 施設等の名称及び所在地 イ 交通の便 ウ 施設等の類型及び介護を必要とする場合の処遇、契約の取扱い等 エ 敷地の面積及び権利 オ 建物の概要 カ 居室等の概要 キ 共用施設の名称 ク 職員の体制 ケ 緊急連絡体制 (3) 提供するサービスに関すること ア 食事、家事等 イ 介護 ウ 健康管理 (4) 入居費用に関すること ア 入居一時金 イ 月額利用料 ウ その他の費用 エ 入居一時金の解約時返還金 オ 消費税 カ 表示有効期限 (5) 入居、退去等に関すること ア 入居者の条件 イ 身元引受人等の条件、義務等 ウ 入居期間 エ 入居者が医療を必要とする場合の処遇、契約の取扱い等 オ 提携している医療機関 カ 契約の解除 キ 体験入居	(1) 事業主体及び施設に関すること ア 事業主体の名称 イ 事業主体の所在地及び電話番号 ウ 事業主体の代表者氏名 エ 指導場所となる施設の名称 オ 指導場所となる施設の所在地及び電話番号等 カ 指導場所となる施設の交通の便 (2) サービスに関すること ア 教授する言語の種類 イ 講師の数 ウ レベルチェックの方法・進級制度 エ レベル別・目的別コース オ 講座の形態 カ クラス定員 キ 1 講座の時間 ク 開講時間帯 ケ 募集の時期 コ 受講期間 サ 休校日 (3) 費用等に関すること ア 入学金、受講料、教材費等 イ 消費税の負担 ウ 支払方法等 エ クーリング・オフ制度 オ 中途解約 カ 契約書面等の交付 (4) その他 ア 講座の体験・見学に関すること イ 相談窓口に関すること ウ 表示有効期限	(1) 事業主体に関すること ア 事業主体の名称 イ 事業主体の代表者氏名 ウ 事業主体の所在地及び電話番号 エ 取次店等の名称 オ 取次店等の代表者氏名 カ 取次店等の所在地及び電話番号 キ 問い合わせ先 (2) レンタルの仕組みに関すること ア レンタル料金、レンタル期間、レンタル期間の延長等レンタルの仕組み イ 支払方法及び支払期日 ウ レンタル期間中の商品変更 エ 中途解約 オ 購入への切替え (3) サービスに関すること ア 商品の納品時 ① 配送日及び配送方法 ② 組立て、据付け、調整及び点検 ③ 使用方法等の説明及び練習の実施 イ 商品の使用開始後 ① 再調整、修理及び交換 ② 定期点検 ③ 引取り (4) 商品に関すること ア 製造者名並びに商品名及び型式・型番 イ 写真 ウ 商品構成 エ 併用必須品オサイズ カ 重量 キ 材質 ク 機能、使用方法及び使用の条件 (5) その他 ア 契約書の交付の有無 イ 取扱説明書の交付の有無

表 4 東京都が指定した自動販売機で販売される商品等と表示事項 (第 16 条第 3 項)

商品等	表示事項	施行年月日
全商品	管理者名・住所・電話番号	昭和 52.4.19
弁当類、めん類、ハンバーガー	管理者名・住所・電話番号、主な原材料名、内容量、消費期限又は賞味期限（品質保持期限）	

●品質等の保証表示 (第 17 条)

表 5 東京都が指定した保証表示の対象商品 (71 品目)

	商品等	施行年月日
食品	電気洗たく機／電気アイロン／電気冷蔵庫／電気がま／電子ジャー／電気オープン／電子レンジ／トースター／ジュース・ミキサー／換気扇／電気掃除機／電気カミソリ／ヘアドライヤー／ヘアカーラー	昭和 53.1.5
	電気ストーブ／エアコンディショナー／パネルヒーター／電気こたつ／電気毛布・敷布／扇風機／ウインドファン	昭和 53.4.5
	電気ホットプレート／電気コーヒー沸かし器／電子式卓上計算機	昭和 55.8.1
	スポンブレッサー／もちつき機／電気あんか／加湿器／ふとん乾燥機	昭和 57.6.1
	電気カーペット	平成 6.10.1
	電気衣類乾燥機／空気清浄機	平成 9.1.1
	食器洗い乾燥機／電磁調理器	平成 17.1.30
ガス・石油機器	ガス炊飯器／ガスコンロ／ガスグリル付コンロ／ガスレンジ／ガスオープン／ガス瞬間湯沸器	昭和 53.1.5
	ガスストーブ／ガス温風暖房機／石油ストーブ／石油温風暖房機	昭和 53.4.5
	ガス風呂がま	昭和 55.8.1
音響・映像機器	テレビ／ラジオ／テープレコーダー／ステレオ	昭和 53.1.5
	ビデオテープレコーダー／ビデオカメラ	昭和 59.10.1
	カメラ一体型ビデオ	平成 4.10.1
	ディスクプレイヤー	平成 17.1.30
音響・映像機器	写真機／映写機／ミシン／時計／自転車	昭和 54.5.1
	編機	昭和 55.5.1
	浴槽／補聴器	昭和 56.2.1
	ベッド	昭和 57.6.1
	圧力なべ及び圧力がま	昭和 57.9.1
	電話機	昭和 63.4.1
	携帯電話端末／パーソナルコンピュータ／プリンタ／カーナビゲーションシステム／デジタルスチルカメラ／温水洗浄便座／椅子式及びベッド式電気マッサージ器	平成 17.1.30

■東京都が指定した「保証書」に表示すべき事項

- ・商品の名称 (品名及び形 (型) 名)
- ・保証責任者の氏名又は名称、住所及び電話番号／表示された事項について、最終的に責任を負うべき事業者を表示する。
- ・保証履行者の氏名又は名称、住所及び電話番号／表示された保証内容を履行する事業者を表示する。
- ・保証期間の始期・終期／保証期間を明確に表示する。
- ・保証の対象となる部分／全体の保証なのか、部分的な保証なのかを明確に表示する。
- ・保証の態様／無料修理などの保証の方法、事業者が出張するのか、消費者が店頭で持参するのかの別、例外的に費用をとる場合があればその額などを表示する。
- ・保証の条件／保証を受けるために一定の手続き等を必要とする場合があればそれを具体的に表示する。
- ・保証の適用除外／保証が受けられない場合があれば、それを具体的に表示する。
- ・相談窓口の名称、住所及び電話番号／保証の履行等に関する疑問に対応する窓口を表示する。
- ・修理内容の記載欄／修理箇所、修理年月日、修理者など処理経過を記録するための欄を設ける。
- ・法的責任／事業者の原因のある故障などが起こった場合には、「保証書」の保証期間にかかわらず、消費者はメーカーや販売店などの事業者へ、その責任を問うことができる旨を表示する。

■適用される範囲■

- ・通常一般家庭で使用される商品に適用され、専ら営業用として使用されるものは含みません。
- ・「保証書」と表題になくても、商品の品質、性能等を保証する旨の表示は対象になります。
- ・通信販売など販売形態のいかんを問わず、「保証書」を添付して販売する場合に、対象となります。
- ・中古品に「保証書」を添付して販売する場合や、販売店による有料保証も対象となります。

その他

販売店等は、消費者が「保証書」によっても商品選択ができるように、「保証書」をいつでも見られる状態にしておくよう決められています。

●単位価格等の表示（第18条）

- ・単位価格表示を義務付けている店舗
- ①店舗面積が300㎡以上の店舗
- ②公設小売市場は、200㎡以上の店舗

表6 東京都が指定した単位価格表示の対象品目（68品目）

商品		単位
加工食品 45品目	ベーコン、ハム、ソーセージ、粉ミルク、チーズ、乾めん、マカロニ、スパゲッティ、食塩、トマトケチャップ、マヨネーズ、食用油、ジャム、バター、マーガリン、みそ、たらこ、野菜ジュース、かん詰（魚介類加工品に限る）、焼肉のたれ類、すじこ、いくら、包装もち、包装生めん、ヨーグルト	100g
	インスタント粉末クリーム等、風味調味料、即席カレー、インスタントコーヒー、インスタントココア、紅茶、緑茶、干しわかめ、煮干し、削り節、しらす干し、干しいたけ、つくだ煮、半発酵茶等（茶葉）	10g
	ソース、食酢 ドレッシング類（サラダドレッシング及び半固体状ドレッシングは100g）、果実飲料、しよっ油、めん類等用つゆ	100ml
生鮮食品 6品目	かぼちゃ、精肉、まぐろ、さけ、れんこん、やまといも	100g
日用品雑貨 17品目	合成洗剤※（洗たく用）、粉末石けん、クレンザー、のり（洗たく用）	100g
	ねりはみがき、ハンドクリーム	10g
	漂白剤、繊維用柔軟剤（仕上げ剤）、身体用液状洗剤（主として洗髪又は洗顔を目的とするものを除く）	100ml
	合成洗剤※（台所用及び住居用）、シャンプー、ヘアリンス	10ml
	ティッシュペーパー（単位：2枚重ねのティッシュペーパーは、2枚を1組として10組）	10枚
	生理用ナプキン、紙おむつ（紙その他の合成素材より成る使い捨ておむつ）	1枚
	トイレットペーパー	10m
ラップ（食品包装用ラップフィルムに限る）、アルミホイル	1m	

※合成洗剤は、洗たく用と台所用及び住居用で単位が異なるが品目は1品目となる

④ 価格需給動向の調査

表7 特別調査（第22条）

生活関連商品等	指定年月日	解除年月日
灯油	昭和 50.2.10	平成 14.3.11
小麦粉、食パン	昭和 51.1.20	昭和 54.3.31
冷凍さんま、冷凍さけ・ます、冷凍するめいか、塩さけ・ます、塩たらこ	昭和 52. 5.18	昭和 54.3.31
米	平成 6. 5.23	平成 7.2.20

⑤消費者被害の救済

図一 1 東京都・区市町村別相談件数の推移 (第 28 条)

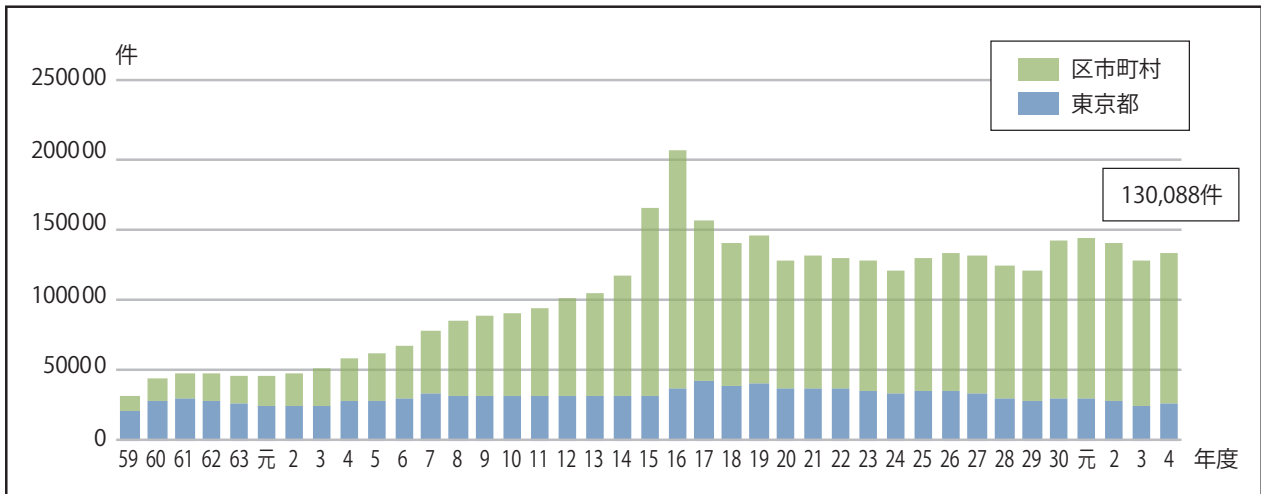


表 8 東京都・区市町村別相談件数の推移 (第 28 条)

単位：件

	S59年度	S60年度	S61年度	S62年度	S63年度	H元年度	H2年度	H3年度	H4年度	H5年度
東京都	20,152	27,099	28,583	27,308	25,095	24,659	23,834	23,982	26,684	27,216
区市町村	10,946	16,501	18,503	78,686	19,831	20,496	22,957	25,780	29,597	33,690
計	31,098	43,600	47,086	45,994	44,926	45,155	46,791	49,762	56,281	60,906

	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
東京都	28,618	31,987	31,643	30,548	30,144	30,173	31,285	31,165	30,558	31,792
区市町村	37,038	43,923	51,816	56,511	57,440	62,210	67,137	71,590	83,012	129,025
計	65,656	75,910	83,459	87,059	87,584	92,383	98,422	102,755	113,570	160,817

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
東京都	35,834	40,983	38,449	40,140	35,279	36,744	35,744	33,848	31,862	34,673
区市町村	164,701	110,541	98,243	102,620	90,002	91,410	89,962	89,898	86,346	92,278
計	200,535	151,524	136,692	142,760	125,281	128,154	125,706	123,746	118,208	126,951

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京都	33,692	32,732	29,148	27,857	29,384	28,752	27,252	24,542	25,627
区市町村	95,348	94,914	91,665	90,504	109,831	110,553	109,383	99,553	104,461
計	129,040	127,646	120,813	118,361	139,215	139,305	136,635	124,095	130,088

表9 消費者被害救済委員会による紛争の処理（第29条）
（平成30年度以降に処理結果を報告したもの）

件名		処理結果
1	オーディション合格を契機としたレッスン契約に係る紛争	付託 H29.10.19 報告 H30.5.23 あっせん成立
2	甲社とのアーティスト等育成所属契約に係る紛争	付託 H30.2.7 報告 H30.8.20 あっせん成立
3	乙社とのアーティスト等育成所属契約に係る紛争	付託 H30.2.7 報告 H30.8.20 あっせん成立
4	独居高齢者のリフォーム工事契約に係る紛争	付託 H30.8.22 報告 H31.2.14 あっせん成立
5	USBメモリを媒体とする投資関連教材の販売に係る紛争	付託 H30.9.19 報告 R1.5.30 あっせん不調・調停解決
6	アパレル関連商品転売の副業に係る紛争	付託 H30.11.8 報告 H31.4.25 あっせん成立
7	施設内360度写真のウェブサイト掲載に関する代理店契約に係る紛争	付託 R1.5.28 報告 R2.2.20 あっせん・調停不調
8	高齢者と複数店舗間のアクセサリ等の過量販売に係る紛争	付託 R1.6.13 報告 R2.12.17 4社があっせん解決、1社があっせん・調停不調
9	エキストラ応募後に結んだレッスン契約に係る紛争	付託 R2.1.9 報告 R2.11.18 あっせん・調停不調
10	日本語教育サービスの中途解約に係る紛争	付託 R2.6.4 報告 R2.10.20 手続き打ち切り
11	SNS広告で知ったオーディションの合格を契機に締結したレッスン契約に係る紛争	付託 R2.10.8 報告 R3.7.7 あっせん・調停不調
12	トイレの詰まりをきっかけとした高額な修理契約に係る紛争	付託 R3.4.28 報告 R3.10.15 あっせん成立
13	SNSで知った「投資で稼げる」というオンラインサロンの契約に係る紛争	付託 R3.10.28 報告 R4.4.21 あっせん・調停不調（訴訟援助）
14	全身脱毛エステティックサービス契約に係る紛争	付託 R3.11.30 報告 R4.6.21 あっせん成立
15	住宅の鍵開けサービス契約に係る紛争	付託 R4.10.18 報告 R5.3.30 あっせん成立
16	パーソナルトレーニング契約の中途解約に係る紛争	付託 R4.11.29 報告 R5.9.7 あっせん成立
17	インフルエンサー養成講座契約に係る紛争	付託 R5.7.4 報告 R6.2.15 あっせん成立
18	ロードサービスの契約に係る紛争	付託 R6.1.5

表10 消費者訴訟の援助（第31条）

件名	処理
1※ 独禁法第25条に塞づく損害賠償請求訴訟	昭和50年度～56年度
2※ 石油ヤミカルテルに対する損害賠償請求訴訟	昭和50年度～62年度
3 医療保険事務講座に関する損害賠償請求訴訟	昭和52年度～56年度
4 福祉資格関係の教育事業に関する損害賠償請求訴訟	平成3年度～7年度
5 呉服販売店倒産に係る信販会社からの立替金請求訴訟（応訴）	平成11年度～13年度
6 ライセンス取得インターンシップ留学の契約に係る損害賠償請求訴訟	平成23年度～25年度
7 有料老人ホーム入居後の死亡に伴う入居金返還請求訴訟	平成23年度～25年度
8 投資に関するオンラインサロン契約に係る訴訟	令和4年度

※ 条例施行前に提訴されていたので、条例附則により貸付を行った。

⑥消費者教育の推進（第41条）

表 11 WEB版消費者教育読本の発行

年 度	タイトル
平成 25 年度	しっかり考え楽しくチャレンジ さあ始めよう！自分でお買い物
平成 26 年度	もしも未来が見えたなら ～いつかクレジットカードを使う日に～
平成 27 年度	カートくんの買い物★なびげ～しょんー「消費者の権利と責任」の社会ー
平成 28 年度	ちえとまなぶのず～っと役立つ お金の話
平成 29 年度	知っているようで知らない くらしとお金のヒミツ しっかり考え楽しくチャレンジ さあ始めよう！自分でお買い物（改訂版）
平成 30 年度	もしも世界が見えたなら ～いつかクレジットカードを使う日に～（改訂版）
令和元年度	世界の未来を変える店 エシカルスーパーマーケット
令和 2 年度	情報社会を泳ぎきる！ かしこいヒッジへの道（改訂版） カートくんの買い物＊なびげ～しょんー「消費者の権利と責任」の社会ー（改訂版）
令和 3 年度	大人になる君へ 社会で役立つ契約知識
令和 4 年度	知っているようで知らない!? インターネット通販の基礎知識

表 12 消費者教育 DVD の制作

年 度	タイトル
平成 25 年度	洗濯の心得 ～洗濯とクリーニングの基本～ 若者たちを狙う悪質商法 ～ SNS を悪用した出会いにご用心～
平成 26 年度	私は、だまされない!? ～悪質商法の被害を防ぐ鉄則集～
平成 27 年度	リーガル☆レッスン P ～民法と契約の基礎を学ぶ～
平成 28 年度	その情報、誰のもの? ～情報社会と権利侵害～
平成 29 年度	住まいの知識は一生の知識～安全で快適な住生活のために～
平成 30 年度	慣れと油断は事故のもと! ～製品事故から身を守るために～
令和元年度	ホントに“いいね!”? その契約
令和 2 年度	そのお金の使い方大丈夫!? ～ パピ君と学ぶ! キャッシュレス社会の歩き方
令和 3 年度	東京☆SDG s ☆学園
令和 4 年度	キャッシュレス決済のお品書き かしこく選んで買い物上手

表 13 教育講座の開催

(単位：回)

	啓発講座	消費者問題マスター講座	市町村共催講座	教員講座
平成 23 年度	44	28	14	31
平成 24 年度	59	26	14	32
平成 25 年度	57	26	17	32
平成 26 年度	57	26	18	32
平成 27 年度	57	26	19	32
平成 28 年度	56	26	22	31
平成 29 年度	53	26	24	32
平成 30 年度	53	26	22	32
令和元年度	43	26	24	31
令和 2 年度	7	—	12	—
令和 3 年度	28	26	16	5
令和 4 年度	50	39	20	16

⑦ 消費生活対策審議会（第45条）

表 14 答申

答申年月日	内 容
第1次 昭和37. 8. 1	●都民の消費生活上における利益を擁護するため、消費生活物資に対し都が行政的に取り上げる必要があると認められる施策について (1) 標準店舗の拡充強化 (2) 経済モニターの設置 (3) 相談室の設置
第2次 昭和41. 3.12	●東京都が当面実施すべき消費生活物資の価格安定と消費者保護のための施策について (1) 公設小売市場の設置拡充 (2) 生協に対する助成強化 (3) 三多摩地区の卸売市場の整備
第3次 昭和46. 3.18	●東京都の消費者行政はいかにあるべきか一問題と対策について (1) 消費者行政専管局の設置 (2) 食品に関する試験研究機関の設置検言寸 (3) 消費者センターの内容強化
第4次 昭和49. 7.15	●消費者行政に関する答申一都と区市町村の協調関係のあり方を中心に ・区市町村に対し都が援助、促進を図る側面と、都と区市町村の消費者行政が相互に補完する側面が必要である。 (1) 都民の消費生活を守る条例の制定 (2) 消費生活総合研究所（仮称）の設置検討
第5次 昭和51. 3.24 昭和51. 6. 1 昭和51.11.25	●単位価格等表示に関する答申 ・単位価格等の表示— 60 品目 ●品質表示に関する答申 ・品質表示— 14 品目 ●適正包装一般基準に関する答申 ・適正包装— 一般基準 ●生活物資の危害防止に関する答申 ・保証表示— 36 品目 ●品質等の保証表示に関する答申 ・当面なすべき危害防止対策
第6次 昭和52. 5.16 昭和52.11.29 昭和53. 5.27 昭和53.11.20	●単位価格等表示に関する答申 ●品質表示に関する答申 ●品質等の保証表示に関する答申 ・単位価格等表示に関する答申 ●食用赤色 2 号の認定に関する答申 ・赤色 2 号は危害を及ぼす疑いがある生活物資である

答申年月日	内 容
第6次 昭和53.12.22	●消費者行政における都と区市町村の連携に関する答申 ●品質表示に関する答申 ●包装の適正化に関する答申 ●消費生活条例にもとづく物価調査に関する答申 ・物価調査のあり方：広域自治体として、区市町村の消費者行政に援助、協力するという側面が都の消費者行政にとって重要である。 ・区市町村消費者センター設置促進
第7次 昭和54.10. 9 昭和55. 5. 6 昭和55.12.23	●品質等の保証表示に関する答申 ●品質表示に関する答申 ●消費者行政における情報活動と消費者教育に関する答申 ・情報活動と消費者教育の連携と強化を基調とし、具体的事業の推進のため情報教育委員会の設置が必要である。 ●天然着色料の危害防止対策に関する答申 【単位価格等表示部会報告】 単位価格等表示について 【適正包装部会報告】 青果物の包装について
第8次 昭和56. 9.12 昭和57. 7.10 昭和58. 2. 4	●品質表示及び品質等の保証表示に関する答申 ●品質表示に関する答申 ●単位価格等表示に関する答申 ●青果物の包装に関する答申 ●訪問販売に関する最近の消費者紛争 ・訪問販売に関する消費者被害の急増という事態に対し相談救済のため、都が早急に対応すべき施策を提言（中間答申） ●消費者被害の相談・救済のための体制及び運用のあり方に関する答申 ・東京都の消費者行政における相談・被害救済体制の確立並びに施設とその利用体制の拡充 ●衣料の難燃化及びその他の物資の安全に関する答申 ●品質表示に関する答申

答申年月日	内 容
昭和59. 2.20 昭和60. 2.20	<ul style="list-style-type: none"> ●品質等の保証表示に関する答申 ●消費者行政における消費者教育関連事業の改善・強化策に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・複雑化、多様化する消費者問題に対応するため、消費者教育事業への市民参加、消費者団体援助並びに、学校教育・社会教育部門等での消費者教育の振興が必要である。 ●乳幼児用製品及びその他の物資の安全性に関する答申 ●品質表示及び品質等の保証表示に関する答申 ●単位価格等表示に関する答申 ●生活物資の包装適正化に関する答申
昭和61. 7.28 昭和62. 5.28	<ul style="list-style-type: none"> ●品質表示に関する答申 ●情報化、高齢化社会の進展に即応した消費者行政のあり方に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・情報化、高齢化社会の進展に即した消費者行政を進めるために消費者被害の相談・救済体制と密接に関連させた消費者被害予知・警報体制の構築等 12 事項について提言 ●高齢者の住宅内における危害防止対策及びその他の生活物資の安全に関する答申 ●品質表示及び品質と保証表示に関する答申 ●単位価格等表示に関する答申 ●詰め合わせ包装適正化に関する答申
昭和63. 7.29	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都生活物資の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活条例の改正 ・危害の防止と表示の適正化についてサービスも対象とする ・不適正取引の防止に関する規定の新設 ●都民の消費生活をめぐる環境変化に対応した価格流通対策に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の価値観の多様化、産地の大型化、流通経路の多元化等需給環境の変化に対応した新たな施策の展開 ●衣料等の難燃化に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・衣料等の難燃化の推進 ●品質表示に関する答申 ●詰め合わせ包装適正化に関する答申
平成元. 6. 7	<ul style="list-style-type: none"> ●不正な取引行為に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・34 項目の行為を、不適正な取引行為として規則に定めることが必要
平成元. 8.30	<ul style="list-style-type: none"> ●消費のサービス化に対応する消費者行政のあり方に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活をめぐる環境の変化の中で多様化する価格流通問題への行政の対応について提言 ●都民の消費生活をめぐる環境変化に対応した価格流通対策に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・消費のサービス化に対応した今後の消費者行政の基本的方向 ●高齢者からみた消費生活製品およびその他の生活物資の危害防止対策に関する答申 ●品質表示に関する答申 ●単位価格等表示に関する答申

答申年月日	内 容
平成 2.10.15 平成 3.11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ●品質表示等に関する答申 ●社会経済環境の変化に対応する消費者行政の推進方策に関する答申 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会経済環境の変化に対応するためには、従来の消費者行政の一層の強化とともに、新たな施策が必要 (2) 総合的なセンターの設置 ●経済の国際化に対応する価格及び流通対策のあり方に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・経済の国際化に伴う諸商題に対して、内外価格差是正・縮小のための施策や海外生活情報の提供、国際的な消費者交流、都内外国人への消費生活上の支援など、都がとるべき施策を提言 ●都における食品安全確保対策のあり方及びその他の生活物資等の危害防止対策に関する答申 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都の持つべき認識（食品の安全は消費者の権利など）及び対応（施策の体系的、総合的な推進を図るなど） (2) 食品の安全確保のため、消費生活条例の第 7 条、第 8 条を中心とした規定の整備 (3) 製造物責任法制度の早期法制化に向けて国に要望 ●品質等表示に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス表示の適正化に関する基本的考え方（表示適正化を図るべきサービスの種類、表示事項、表示方法など）を示した。 ●不適正な取引行為の防止に関する答申 <ul style="list-style-type: none"> ・不適正な取引行為を防止するため、事業者調査・指導の強化、不適正取引に関する情報の収集及び提供の充実。消費者取引関係法の改正を国に要望
第12次	

答申年月日	内 容
平成 4.11.30	<p>●東京都生活物資の危害の防止、表示等の事業行為及び消費者被害救済に関する条例の改正に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全の観点から、 (1) 第7条「知事への申出」運用指針の策 (2) 第8条「生活物資等の危害に関する調査」を2種類にし、円滑に調査を行うために調査開始時の審議会の関与の簡略化 <p>●東京都における計量行政のあり方に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量法の改正に伴い、 ①正確な計量器の供給の確保 ②正しい言十量の実施 ③環境問題における行政の役割という観点からの施策の充実及び施策実施のための基盤の整備 <p>●品質等表示に関する答申</p>
平成 6. 1.25	<p>●東京都生活物資の危害の防止、表示等の事業行為及び消費者被害救済に関する条例の改正に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活条例が制定後の社会経済環境の変化に対応できるように、条例全体にわたっての見直しを実施し、 (1) 規制のための条例から幅広く消費者行政のあり方を定める総合的な条例とする。 (2) 都民に分かりやすい条例とする。 <p>●経済社会の構造変化に対応する価格及び流通対策に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の価格流通対策のあり方を提言 (1) 流通段階や消費者行動に踏みこんだ価格調査の実施 (2) 都民のライフスタイルに即応した情報提供システムの整備 <p>●生活物資等の危害防止対策に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活物資等の安全確保のために、危害の未然防止、危害原因の究明、被害の救済の3つの総合的施策の展開を提言 <p>●品質等表示に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有料老人ホーム及び類似施設」の表示指定 <p>●不適正な取引行為の防止対策に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) クレジット業者等の不適正な取引行為を直接対象とする類型の新設及び新たな規定の導入 (2) 事業者名を含む情報提供の積極的な実施

第13次

答申年月日	内 容
平成 6.11.11	<p>●不適正な取引行為を定める規則の改正に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) クレジット業者等の不適正な取引行為を定める規定の新設 (2) 継続的サービス取引契約の中途解約に係る不適正な取引行為の明確化
平成 8. 5.17	<p>●環境にやさしい消費者行政の推進に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境にやさしい消費生活の促進 (2) 環境問題に取り組む都民の組織的活動への支援 (3) 環境保全型商品の開発・普及の誘導 <p>●化学物質を含有する家庭内生活物資の安全確保対策に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全な商品づくりのための、中小企業への支援 (2) 消費者に対する情報提供の強化 (3) 危害状況の分析・検言寸の強化 <p>●品質等表示に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の日付表示については、原則として期限表示に移行する。 <p>●不適正な取引行為の防止対策に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報適信手段を利用した取引、悪齢者対象の取引、宗教的サービス取引への重点的取組 (2) 情報提供・啓発への積極的取組 (3) 個人情報保護や迷惑電話防止の規制等を国へ要望 <p>●東京都における価格調査事業に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 価格形成の実態等を明らかにする流通構造分析調査の実施 (2) ライフスタイルに応じた調査、地域比較調査、公共料金に関する調査の実施 <p>●東京都消費生活条例第43条に規定する「基本計画」の策定に関する答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第43条に規定する「基本計画」の策定 (1) 名称を「東京都消費生活基本計画」とする。 (2) 基本計画の構成は、 <ul style="list-style-type: none"> ①計画の基本理念及び計画策定の基本的視点 ②課題と施策の方向 ③施策の体系 ④計画推進のための方策の4部構成とする。

第14次

答申年月日	内 容
平成 9. 4.24	●消費生活条例に基づき品質表示基準が定められている品目のうち、JAS 法による品質表示基準が制定された場合の取扱いについて「パン類」の品質表示基準の取扱いについて ・指定を解除すべき
平成10.10.26	●消費者問題の解決に向けた都民の自主的活動に対する消費者行政のあり方について (1) 消費者・市民活動と消費者行政との協働 (2) 組織基盤の強化への支援 (3) 消費者・市民活動への支援 ●消費生活における安全の確保に向けた情報の共有化と行政の役割について (1) 事故情報の収集と分析 (2) 事故情報の提供 ●取引適正化に関する答申 ・消費生活条例に基づく単価価格等表示を必要とする商品等の見直し ・福祉機器・介護用品等のレンタル・リースサービスの取引のあり方 ・マルチメディア等を利用する取引における消費者被害の防止対策について (1) 消費者への情報提供の充実 (2) 消費者相談・被害救済体制の整備 (3) 事業者への情報提供の充実 ●消費者重視の生産流通システムのあり方と行政の役割について (1) 消費者・市民団体と事業者の交流、相互理解、協働の促進 (2) 消費者の意向に沿った商品等の生産流通の促進と普及啓発 (3) 安全性等に配慮した商品やサービスに係る市民団体の経済活動や事業への支援
平成12.12.25	●「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（略称：」AS 法）」の一部改正にともなう消費生活条例に基づく食品の品質表示のあり方について ●社会経済システムの変化と消費者行政のあり方について (1) 今後の東京都の消費者行政の方向 ①市場メカニズム重視社会における取引環境 ②都民が安心して暮らせる消費生活基盤の確保 (2) 国、区市町村等との連携・協力 ●都市の高齢者等の消費生活を支援する流通システムのあり方について (1) 消費者起点の生産流通システムのユニバーサルデザイン化を推進するための施策 (2) 各主体の連携、協働 (3) ユニバーサルデザイン商品の開発・普及 ●高齢社会における商品・サービスにかかる安全対策について (1) アタッチメント付加による安全確保や高齢者に配慮した商品開発 (2) 「くらしの安全情報ネットワーク」の整備や「くらしの安全情報サイト」の創設 (3) 高齢者のアクセシビリティの確保

第15次

第16次

答申年月日	内 容
平成13.10.31	●東京都消費生活条例による歯みがきの告示事項の見直しに関する答申
平成13.12.21	●社会経済状況の変化に対応した東京都消費生活条例・規則の改正に関する答申 (1) 条例の問題点と期待する改正内容 ①前文の見直し ②不適正取引行為の禁止規定の追加・改正 ③消費生活相談、被害救済委員会の役割の明確化と充実・強化 ④悪質事業者等を迅速に勧告・公表する等の諸規定の見直し ⑤消費生活対策審議会諮問・答申が必須となっている事項の見直し (2) 今後の課題 ①被害救済委員会等の今後のあり方について ②「広告・宣伝」を含む表示規制のあり方について
平成15. 5.26	●東京都消費生活条例による単価価格表示の品目等の見直しに関する答申 ●社会経済状況の変化に対応した消費者被害救済のための新たな仕組みづくりに関する答申 (1) 区市町村支援の強化 ①区市町村案件を含む統一的処理の仕組みを確立 ②相談処理の基準やマニュアルを作成 (2) 専門的相談処理の仕組みの構築 ・専門的案件や解決困難案件を専門家の協力を得て二次的相談処理を行う仕組みを構築 (3) 民間の相談・紛争解決機関との連携 ①民間機関と相談情報を共有化 ②民間機関と協定を締結し、相談処理を連携 (4) 他の行政機関との連携による被害の未然・拡大防止 ・事業者規制部署や首都圏自治体との連携により悪質事業者の指導・処分等を促進
平成16. 5.25	●東京都消費生活条例に基づく保証表示のあり方及び指定する商品等の見直しに関する答申 (1) 保証表示に係る指定商品等の見直し (2) 保証表示に関する新たな視点での検討 ①中古品が条例の適用対象であることの周知 ②販売店独自の有料保証の早急な検言寸
平成17. 7.22	●消費者の自立支援に向けた事業者団体・消費者団体等との連携による新たな消費者施策のあり方に関する答申 (1) 事業者団体・消費者団体等と連携して都が取り組む新たな施策 ①消費者への教育・啓発や情報提供の推進 ②不適正な事業者に対する監視や規制・指導を強化する取組 ③事業者の消費者志向を高める取組 (2) 施策連携の促進に向けて

第17次

第18次

答申年月日	内 容
平成18.10.13	<p>●消費者被害防止のための事業者規制のあり方に関する答申</p> <p>(1) 消費生活条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適合性原則の導入 ・消費者の望まない勧誘の禁止 ・行政処分、罰則の導入の検討 <p>(2) 事業者規制強化の新たな取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導中心から処分重視への方針転換 ・悪質事業者の動向を早期に探知する仕組みづくり ・社会的な見守り機能向上のためのネットワークづくり
平成20. 4.30	<p>●食品の原料原産地表示のあり方について</p> <p>(1) 食品に厨する表示制度の現状について</p> <p>(2) 消費生活条例に基づく食品の原料原産地表示について</p> <p>(3) 原料原産地表示を行うべき加工食品について</p> <p>(4) 表示すべき原材料の種類について</p> <p>(5) 表示すべき原材料の範囲について</p> <p>(6) 表示の方法について</p> <p>(7) その他留意すべき事項について</p>
平成20. 8.22	<p>●東京都消費生活基本計画の改定に関する答申</p> <p>(1) 計画の基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の消費生活関連施策を計画的・総合的に推進する基本指針 ・計画期間は平成20年度から平成24年度まで ・消費生活対策審議会により、毎年度当初に事業実績を確認・評価し、施策に反映 <p>(2) 消費生活の現状に関する早本認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横行する悪質商法と深刻な消費者被害 ・商品やサービスに関するさまざまな不安 <p>(3) 消費生活に関する施策の展開(5つの政策課題の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害を防止し、救済を図る ・悪質事業者を市環から排除する ・商品やサービスの安全・安心を確保する ・「自ら考え行動する」消費者になるよう支援する ・消費者の意見や考えを、行政や事業者の活動に活かす <p>●国の消費者行政一元化の取組を踏まえた東京都への提言</p> <p>(1) 都消費生活総合センターを思い切って強化する。</p> <p>(2) 有用な情報を収集、分析、活用する機動的な取組を強化する。</p> <p>(3) 国に対し、制度整備について積極的に働きかける。</p>

第19次

第20次

答申年月日	内 容
平成23.12.21	<p>●消費者被害救済のあり方について</p> <p>「消費者被害救済委員会の強化を通じて、東京都の被害救済システム全体の機能向上を目指す」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付範囲の拡大 ・対象とする紛争の拡大 ・審議体制の強化 ・情報提供の充実 ・民間ADR機関との連携
平成25. 1.22	<p>●東京都消費生活基本計画の改定について計画期間</p> <p>平成25年度から平成29年度までの5年間</p> <p>重点施策1 悪齢者・若者等を狙う悪質事業者の取締りと市場からの排除</p> <p>重点施策2 ライフステージに応じた消費者教育の推進</p> <p>重点施策3 消費生活に関連する情報の戦略的な収集と発信</p> <p>重点施策4 東京都消費生活総合センターの機能の充実</p>
平成27.12.18	<p>●消費者被害から高齢者を見守る取組に係る都の役割と区市町村等との連携強化について</p> <p>(1) 東京の高齢者の消費者被害を取り巻く状況</p> <p>(2) 消費者被害防止のための高齢者を見守る取組の現状と課題</p> <p>(3) 消費者被害防止のための高齢者見守りを進める上での基本的考え方</p> <p>(4) 東京都及び区市町村が取り組むべき方向性</p>
平成29. 2. 7	<p>●東京都消費生活基本計画及び東京都消費者教育推進計画の改定について</p> <p>(1) 計画の基本的考え方</p> <p>(2) 消費生活の現状に対する基本認識</p> <p>(3) 計画の体系</p> <p>(4) 3つの視点</p> <p>(5) 政策の柱</p>
平成29.12.19	<p>●東京都消費生活条例に基づく品質等の表示を行うべき商品の指定の解除について</p> <p>(1) 東京都消費生活条例と家庭用品の品質表示</p> <p>(2) 条例に基づく「帽子」の品質表示</p> <p>(3) 家庭用品品質表示法施行規則の改正</p> <p>(4) 指定を解除すべき商品</p>
令和元. 9.30	<p>●成年年齢下げを踏まえ若年者の消費者被害を防止するために、都が進めるべき消費者教育について</p> <p>(1) 若者の消費者被害及び消費者教育の現状</p> <p>(2) 東京都における消費者教育の現状と課題及び今後の取組の方向性</p> <p>(3) 消費者教育とともに取り組むべき課題について</p>

第21次

第22次

第23次

第24次

第25次

答申年月日		内 容
第26次	令和4. 2. 8	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都消費生活基本計画の改定について (1) 計画改定の基本的な考え方 (2) 消費生活をめぐる現状 (3) 計画全体を貫く視点 (4) 各政策において重点的に取り組む課題と今後の方向性
第27次		<ul style="list-style-type: none"> ●多摩消費生活センターの機能強化について (1) 多摩消費生活センターを取り巻く状況 (2) 多摩消費生活センターの現状と課題及び今後の取組の方向性 ●東京都消費生活条例施行規則の改正について (1) 東京都消費生活条例における不適正な取引行為 (2) 関連する法律等の改正 (3) 東京都消費生活条例施行規則の改正

⑧ 不適正取引1行為事業者に対する指導・勧告等（第48条）

表 15 指導・勧告等実績

(単位：件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導・処分等	129	88	111

※条例に基づく指導・勧告等、特定商取引法に基づく指導・処分（指示、業務停止命令等）件数は重複あり